

# 2016 年度 入学試験問題

政経Q問

## 政治・経済

### 注意事項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm以上の芯であれば使用可〉で記入することになっています。  
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は60分です。
- V 問題は16ページで大問4問です。

#### マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HBの黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。

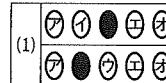
2. マークのしかた

(ア) 正しい例

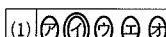
a 解答が1つの場合、例えばイと解答するときは

(1)  のように、マークしてください。

b 解答が2つの場合、例えばイとウと解答するときは

(1)  または (1)  のように各1つずつマークしてください。

(イ) 悪い例

(1) 

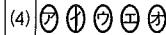
○印でかこむ。

(2) 

全部をぬりつぶしていない。

(3) 

レ印をつける。

(4) 

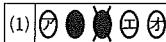
|印をつける。

(5) 

1欄に2つ以上マークする。

} このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。

(1)  のように×印をしても消したことにはなりません。

4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

〔 I 〕 以下の文章 1 と文章 2 を読んで、問(A)～問(H)に答えなさい。

[文章 1] 四大公害訴訟と環境権の主張をめぐる、政府の対策について

国民の生命よりも産業を保護するという政府の姿勢は、高度経済成長期において、重篤な公害事件を引き起こした。<sup>①</sup>四大公害訴訟は、政府や議会の施策をあてにできなくなった住民が、加害企業と思われる企業を直接訴えることによって行われた。四大公害訴訟やその他の幾つもの公害訴訟を経て、現在においては、企業の行為によって、人身や生命が侵害され、またはそのおそれがあるならば、救済が認められるようになっている。

1981 年に最高裁で判決が出された( 1 )公害訴訟においては、先に述べた考え方と異なる考え方に基づく環境権が、住民によって主張された。先に述べた考え方によると、被害者の人身や生命が侵害されるか、そのおそれがある場合に、被害者の救済が認められることになるのに対して、環境権によると、環境が破壊され始めた段階で、救済が認められることになる。環境権が主張される背景には、<sup>②</sup>先に述べた考え方では、十分に公害を予防できないという問題意識がある。<sup>③</sup>

他方、四大公害訴訟などによる、公害に対する国民的な関心の高まりを受けて、ようやく政治が動き出し、1967 年に( 2 )が制定された。この法律には「経済の健全な発展との調和」との文言が入っており、批判が多くなった。1970 年のいわゆる公害国会においては、この批判を受け( 2 )が改正され、この文言が削除されると同時に、この法律の実施法として水質汚濁防止法や海洋汚染防止法など公害関係 14 法が成立した。さらに、翌年には、環境庁(現在の環境省)が設置された。1972 年には、水質汚濁防止法や大気汚染防止法において、事業者のが明文化された。( a )

[文章 2] 新潟水俣病について

2015 年は、新潟水俣病の公式確認から 50 年にあたる年であり、マスコミはこのことを大々的に報道した。

新潟水俣病については、1967 年に、原告が被害の救済を求めて提訴し(第一次新潟水俣病訴訟)、1971 年に、原告が勝訴している。1968 年に、政府は水俣病に

関する政府統一見解を発表し、昭和電工によって排出されるメチル水銀中毒を原因とする公害であると認定した。1973年には、(3)が制定された。これは水俣病、イタイイタイ病などによって被害を受けた人々を救済する法律である。この法律は、1987年に改正された(以下においては、この改正法を含めて「(3)等」と表記する)。この法律の仕組みは、公害によって自らが被害を受けたと考える人が、認定を求めて申請を行い、それに対して、自治体が、当時の環境庁の定める基準に基づいて審査し、「認定患者」として認定を行うというものである。認定された患者に対しては医療費や一時金が支給されることになる。

1977年に、環境庁は水俣病の認定基準を発表した。この基準は、水俣病患者であると認定されるためには、申請者に、感覚障害などのほか、基準に定められている複数の症状が同時に見られることを必要としており、極めて厳しいものであった。

この基準によって、新潟水俣病と認定されなかつた被害者が、国と原因企業に対して、第二次新潟水俣病訴訟を起こし、訴訟は長期化した。熊本水俣病について、1995年に、感覚障害のみの被害者を救済するための政治的解決案が示され、これに伴い、日本社会党所属の首相である村山富市は、<sup>(4)</sup>談話を発表し、謝罪を行った。この政治的解決案をベースに、原因企業と協定を結び、第二次新潟水俣病訴訟は和解に至った。

しかし、その後も、紛争は収束しなかつた。熊本水俣病についての関西訴訟(2004年)において、認定基準を満たさない者が水俣病であると判断されたことによって、第三次新潟水俣病訴訟(2007年)、第四次新潟水俣病訴訟(2009年6月)が提起された。

このような事態を受け、新たな対策として2009年7月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が制定、施行された。この法律は、(3)等の認定基準を満たさない被害者を救済することを目的とするが、1995年の政治的解決と同様に、救済を求める者を「認定患者」としてではなく「被害者」として扱うものである。また、この法律は、被害者に対し医療費や一時金の支給を定めていたが、その額は、認定制度によるものよりも著しく少なかつた。この法律に基づく申請は、2012年7月で打ち切られた。

2010年5月1日、民主党所属の首相である( b )は、歴代首相としてはじめて、熊本県水俣市で行われた水俣病犠牲者慰靈式に出席し、新潟水俣病についても言及した上、謝罪を行った。

2013年4月には、熊本の水俣病訴訟において、最高裁は、複数の症状がなくとも、水俣病と認定する余地があるとして、実質的に、1977年の環境庁による基準の運用を見直すことを求めた。

2013年10月に、安倍晋三首相によって水俣条約外交会議によせられたビデオメッセージの内容が物議をかもした。のちに弁明がなされたが、そもそも政府が認定基準を設定して問題を長引かせていることを忘れてはならない。

2014年3月に、環境省は、先の最高裁判決を受けて、感覚障害のみに基づいて水俣病を認定することができるとする認定基準についての新しい運用指針を示した。ただし、この指針は、感覚障害のみによって水俣病患者であることを認定する場合には、被害者に、被害地域における居住歴を示すものや当時の毛髪や血液などの客観的証拠によって、水銀にさらされていたことの証明を要求しており、被害者にとって酷だと批判されている。これに対して、新潟県は、環境省の運用指針にではなく、最高裁の判断に沿う形で認定業務を行うことを表明している。

問(A) 文中の( 1 )～( 3 )に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- |                  |               |                |
|------------------|---------------|----------------|
| (ア) 西淀川          | (イ) 環境基本法     | (ウ) 大阪空港(伊丹空港) |
| (エ) 公害罪法         | (オ) 公害健康被害補償法 | (カ) 公害対策基本法    |
| (キ) 健康増進法        | (ク) 公害紛争処理法   | (ケ) 尼崎(国道43号線) |
| (コ) 環境影響評価法      | (サ) 国民健康保険法   |                |
| (シ) 循環型社会形成推進基本法 | (ス) 公害防止条例    |                |

問(B) 下線部①高度経済成長期とは、1955年ころから1973年ころまでの期間のことをいう。この時期に組閣された内閣が行ったこととして、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 岸信介内閣は、日米安全保障条約の改定を強行したことによって、安保反対闘争を引き起こし、退陣を余儀なくされた。
- (イ) 池田勇人内閣は、国民所得倍増計画を掲げた。
- (ウ) 佐藤栄作内閣は、沖縄の日本への返還を実現した。
- (エ) 田中角栄内閣は、行政改革を推進し、国鉄を民営化した。

問(C) 下線部②に関して、環境権の説明として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 環境権に基づく差止め請求は、1981年の最高裁判決において、認められなかった。
- (イ) 環境権は、憲法第35条を根拠に主張される。
- (ウ) 環境権の一種として、入浜権、景観権が主張される。
- (エ) 環境権は、良好な環境を享受する権利とされている。

問(D) 下線部③に関して、先に述べた考え方では不十分であるとして環境権に独自の意義を認める立場からの言説として、最も適当でないものを次の(ア)～(ウ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 環境が破壊され始めた段階で、周辺住民がその原因となる企業の加害行為をやめさせることができれば、加害行為によって住民の人身や生命に危害が及ぶことを予防できる。
- (イ) 裁判所が企業のある行為によって人身や生命が侵害されるおそれがあると認定できる場合には、すでに、誰かの身体や生命に危害が生じている場合が多く、危害が生じてから、その原因となる企業の行為をやめさせることができても、遅きに失する。
- (ウ) 人身や生命が侵害された場合に損害賠償責任が認められるならば、企業は損害賠償責任を負うことをおそれ、人身や生命に危害が及ぶような行為を思いとどまるので、それによって、人身や生命に危害が及ぶことを予防できる。

問(E) 文中の( a )に入る損害賠償責任の説明として、最も適当なものを次の

(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

(ア) 過失が無ければ、責任を負わないこと

(イ) 過失が無くても、責任を負うこと

(ウ) 過失があっても、責任を負わないこと

(エ) 生産者が製品の生産だけでなく、廃棄やリサイクルにまで責任を持つこと

問(F) 下線部④村山富市によって組閣された内閣の説明として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

(ア) 「人に優しい政治」を目指し、自由民主党、日本社会党、新党さきがけによって構成された。

(イ) 「聖域なき構造改革」を掲げ、郵政民営化法案を国会に提出した。

(ウ) 自由民主党と日本共産党を除く、8党派からなる非自民連立政権を構成し、政治改革を第一の公約とした。

(エ) 教育基本法を改正し、愛国心を高めることを目指した。

問(G) 文中の( b )に入る人物名として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

(ア) 麻生太郎 (イ) 枝野幸男 (ウ) 島山由紀夫

(エ) 小泉純一郎

問(H) 下線部⑤に関して、発言の内容がどのような趣旨ととらえられて物議をかもしたのか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 被害者は、水俣病患者として差別されること、あるいは、認定が否定された場合にニセ患者として差別されることをおそれて、なかなか名乗り出ることができない。
- (イ) 日本は、水銀による被害を克服した。
- (ウ) 憲法を改正して環境権を明文化すべきだ。
- (エ) 被害者は、行政や研究者に情報提供をしようとしている。自分の話が、自分の認定結果に不利な影響を与えててしまうことをおそれてのことである。厳しい認定基準の存在が、被害者の不信感を生み、問題の解決に必要な情報の把握を困難にしてしまっている。

〔II〕次の文章を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

経済全体のパフォーマンスを測るための指標として代表的なものは国内総生産(GDP)である。GDPとは、ある一定期間において、一国内で新たに生産された総生産額(総産出額)<sup>①</sup>から( 1 )を引いたものである。計測の対象となる生産物は、原則として市場で取引される財・サービスである。<sup>②</sup>各年において各生産物の価格を用いて計算されたGDPを名目GDPと呼ぶ。もし生産量が同じまま、全ての価格が二倍になった場合、名目GDPは二倍に計測されてしまう。そのため生産量の変化を計測するためには、価格の影響を取り除いた実質GDPを利用する。その際、経済全体の( 2 )の指標としてGDPデフレーター<sup>③</sup>が作成される。

GDPに類似した指標として国民総所得(GNI)がある。GNIとは、ある一定期間において、<sup>④</sup>国民が新たに稼いだ所得の総額である。GNIとGDPとの差は( 3 )に等しい。GNIから固定資本減耗を除き、さらに純間接税を差し引いたものを要素費用表示の( 4 )と呼ぶ。( 4 )あるいはGDPには、以下の三つの側面がある。一つ目は、第1次産業・第2次産業・第3次産業などの生産を産業別に集計した生産面である。二つ目は、誰がどう所得を稼いだかを捉える分配面であり、( 5 )、企業所得、財産所得に分類される。三つ目は受け取った所得に基づいて誰がどれだけ生産物を購入したかを表す支出面であり、民間最終消費支出、政府最終消費支出、<sup>⑤</sup>総固定資本形成、在庫増、および純輸出などで構成される。

問(A) 文中の( 1 )～( 5 )に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から一つ選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- |                    |                   |           |
|--------------------|-------------------|-----------|
| (ア) 海外からの所得の純受取    | (イ) 帰属価値          | (ウ) 金融収支  |
| (エ) 経営者報酬          | (オ) 国内総支出(G D E)  |           |
| (カ) 国民可処分所得(N D I) | (キ) 国民経済計算(S N A) |           |
| (ク) 家計所得           | (ケ) 国民所得(N I)     |           |
| (コ) サービス収支         | (サ) 失業率           | (シ) 中間投入額 |
| (ス) 付加価値           | (セ) 物価水準          | (ソ) 雇用者報酬 |

問(B) 下線部①の定義に従うとき、今年における日本のG D Pの計算に原則含まれる経済活動として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 日本企業が日本において昨年生産した自動車を、今年日本で消費者に販売した。
- (イ) 外国企業が日本において今年生産した自動車を、今年外国で消費者に販売した。
- (ウ) 日本企業が外国において今年生産した自動車を、今年日本で消費者に販売した。
- (エ) 日本企業が外国において今年生産した自動車を、今年外国で消費者に販売した。

問(C) 下線部②に関連して、国内居住者が行う経済活動のうち、国内のG D Pの計算に含まれるものとして、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 家政婦派遣会社による家事サービスの提供
- (イ) ボランティア団体によるボランティア活動
- (ウ) 投資家による日本企業株の売却
- (エ) 専業主婦による自宅においての家事

問(D) 下線部③に関連して、ある年の名目GDPを450兆円、GDPデフレーターを90とする。その翌年の名目GDPは515兆円で、GDPデフレーターは100であったとしよう。このとき、実質GDPの成長率として、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 1% (イ) 2% (ウ) 3% (エ) 4%

問(E) 下線部④の定義に従うとき、今年における日本のGNIの計算に原則含まれる経済活動として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 日本人が日本において昨年生産したコメを、今年日本で消費者に販売した。  
(イ) 日本人がアメリカにおいて今年生産したコメを、今年アメリカで消費者に販売した。  
(ウ) アメリカ人がアメリカにおいて今年生産したコメを、今年日本で消費者に販売した。  
(エ) アメリカ人が日本において今年生産したコメを、今年アメリカで消費者に販売した。

問(F) 下線部⑤に関連して、国民所得の支出面における総固定資本形成に分類されるものとして、以下の国内企業A～Cが行う経済活動の中から最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) A社が生産能力増強のため、工場をB社に発注して新設した。  
(イ) A社が生産能力増強のため、築10年の工場をB社から購入した。  
(ウ) A社が資金運用のため、国債をB社から購入した。  
(エ) A社が資金運用のため、C社の株式をB社から購入した。

〔III〕 次の文章を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

現代は高度情報化社会であるとされる。コンピュータ技術の発展やネットワークの充実・拡大は、われわれの社会を快適・便利にした面があるが、他方で、情報をめぐる問題がいくつか現れている。ここでは、情報をめぐる問題と法による規制を見ていく。

情報をめぐる問題の一つ目は、政府・行政機関(以下、政府等とする)が保有する情報の公開を求めることができるかどうかである。日本国憲法が第21条で保障する表現の自由を主たる根拠として、国民には( 1 )があるとされ、それに基づいて、政府等の保有する情報の公開を求めることができると考えられた。実際わが国では、1999年に情報公開法が制定され、政府等の保有する情報へのアクセスの途が開かれた。なお、同法の第1条では、( 2 )の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利が定められた旨が規定され、( 1 )については明記されなかった。

また、これに関連して、2013年、防衛・外交・スパイ活動防止・テロ防止の四分野で( 3 )と指定された情報を漏えいすると、刑罰を科される( 3 )保護法が制定された。この法律の制定により、( 1 )の侵害が懸念されている。

ところで、(政府等ではなく)会社もその保有する情報の開示が法によって強制されている。具体的に会社法や( 4 )法は、株主や投資家の保護という観点から、会社にその保有する一定の情報の開示を義務付けている。( 4 )法は、主に上場会社を対象に情報開示を強制する規制を設けるだけでなく、不公正な取引を禁止したり、証券会社の業務の範囲などについても規定している。近時、とりわけ上場会社(より具体的には取締役などの経営者)を中心に、コーポレート・ガバナンスが問題となっているが、この問題への対処という点からも、会社の情報開示は重要となる。

情報をめぐる問題の二つ目は、個人情報の保護である。具体的には、個人が自己に関する情報を自らコントロールすることができるかどうかという問題と説明される。例えば、2002年に実施された、住民に11桁の( 5 )をふり、氏名・住所などの情報を国が一元的に管理するシステムである住民基本台帳ネットワー

クは、( 6 )の保護の観点から問題点が指摘される。

( 6 )権は、判例や学説によって法的な権利として認められ、さらには、情報化社会の進展に伴い、個人は自らの情報をコントロールすることができるものとして考えられるようになり、個人情報の保護も法的に認められることとなった。2003年には高度情報化社会の進展を踏まえた個人情報保護法が制定され、これは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」などの法律からなる。

個人情報の保護に関連して、近時、個人情報が漏えいするケースが相次いでおり、これは、個人の( 6 )が侵害される場合もあり問題である。具体的には、政府等または企業のネットワークシステムに侵入して情報を盗んだり流出させたりする行為が発生している。法的には、これらの行為が権限がないのに他人のIDやパスワードを使用することによって行われたときは、( 7 )法によって処罰され、一定の措置が採られている。

三つ目の問題は、知的財産権の保護の問題である。例えば、標章の詐称、商品名の模倣、コンピュータプログラムのコピー使用などの行為が、許されるかどうか問題となる。これらの行為が許されれば、創作者が知的財産から得られるはずであった利益を受け取れず、創作者の創作意欲の減退を招き、結果として社会的な損失が生じかねない。これらの行為に対しては、商標法や特許法などの法律で対処することになり、法的な手当てがなされている。ちなみに、商標権や特許権、意匠権といった権利は、知的財産権のなかでも( 8 )財産権に分類される。

さらに、わが国では2005年に司法制度改革の一環として、知的財産に関する紛争を専門的に取り扱う、知的財産( 9 )が設置された。また、知的財産をめぐる紛争は国家間においても生じており、2007年には、アメリカが中国を( 10 )に提訴した。具体的には、ハリウッド映画や音楽などに関して問題となり、2009年に( 10 )のパネルはアメリカの主張を全面的に認めた。

問(A) 文中の( 1 )～( 10 )に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- |              |             |            |
|--------------|-------------|------------|
| (ア) TPP      | (イ) 金融商品取引  | (ウ) 特別裁判所  |
| (エ) 産業       | (オ) 請願権     | (カ) 特定秘密   |
| (キ) 商業       | (ク) WTO     | (ケ) 審判     |
| (コ) 不正アクセス禁止 | (サ) 公開会社    | (シ) 通信傍受   |
| (ス) 知る権利     | (セ) 国民主権    | (ソ) 住民票コード |
| (タ) 行政手続     | (チ) プライヴァシー | (ツ) 高等裁判所  |
| (テ) マイナンバー   | (ト) 自己決定    |            |

問(B) 下線部①の特徴として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 情報公開の対象となるのは、紙の文書だけでなく、フィルムやビデオテープも対象となる。
- (イ) 個人情報、犯罪の予防や捜査に関する情報など、不開示とされる情報がある。
- (ウ) 外国人や団体には、情報の開示請求は認められていない。
- (エ) わが国では、地方公共団体が情報公開条例を制定し、その後、国の法律で情報公開法が制定されるに至った。

問(C) 下線部②について説明したものとして、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 会社をどのように規律づけるかということ。
- (イ) 会社が環境保護や社会的な貢献活動をすること。
- (ウ) 会社が他の会社を合併などの方法で買収すること。
- (エ) 会社が複数の産業・業種にまたがって多角的に活動を行うこと。

問(D) 下線部③として「宴のあと」事件判決がある。これについて説明したものとして、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 「宴のあと」とは小説の題名であるが、この小説のモデルとされた者が自らの私生活を描かれたことに不満を持ち、作者と出版社に対して、訴えを提起した。
- (イ) この事件において、原告は、被告に対し、謝罪広告と損害賠償を請求した。
- (ウ) この事件において、原告は、憲法第13条に基づく主張を行った。
- (エ) この事件は、憲法に関わる問題を扱うため、ただちに最高裁判所で審理が行われた。

問(E) 下線部④について説明したものとして、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 政府等のみならず、民間事業者も規制の対象とされ、個人情報の適切な取り扱いが義務付けられる。
- (イ) 個人は、一定の場合には、自らの個人情報の利用停止や名簿からの削除を求めることができる。
- (ウ) 個人が自らの個人情報の開示・訂正を求める場合は、まず裁判所を通じて行うこととされている。
- (エ) 報道機関が報道の用に供する目的で取り扱う個人情報については、法律の適用が除外されている。

問(F) 下線部⑤について述べたものとして、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 知的財産の創造・保護・活用に関する基本理念などを定めた知的財産基本法が 2002 年に制定された。
- (イ) 知的財産権は、発明・デザインなどの知的形成物に関する権利と説明される。
- (ウ) 商標権や特許権には保護される期間が決まっている。
- (エ) 知的財産権には、商標権や特許権は含まれるが、著作権は含まれない。

[IV] 次の文章の( 1 )～( 10 )に入れるのに最も適当な語句を答えなさい。ただし、( 1 )には数字を記入しなさい。

現在の日本の財政運営は、日本国憲法と昭和22年(1947年)に施行された財政法に基づいている。財政法では国の歳入は租税及び印紙収入等を基本としながらも、例外的に国の公債、すなわち国債の発行等の借入れによって歳入を確保することが認められている。財政法第( 1 )条第1項では公共事業等にあてるために( 2 )国債の発行を認めているが、その発行にあたっては( 3 )の議決が必要であるとしている。( 2 )国債のことと通称( 1 )条債ともいう。( 2 )国債の発行が例外的に認められているのは、借入れであったとしてもその支出によって、基本的には社会資本が残り、将来世代に恩恵が及ぶので国債発行はやむを得ないという考え方があるからだ。

さらに財政法第5条では国債の( 4 )による引き受けを禁止している。つまり、財政法は国債の消化は市場で行うという市中消化の原則を定めている。それゆえ国債は資金市場において個人や市中の金融機関によって購入されることになる。ただし、財政法第7条では( 5 )期限が短期の一時的な借入れについては例外的に( 4 )による引き受けが許されている。現在では、( 6 )省の資金繰り(短期的な資金の借入れ)のために発行される短期国債である( 6 )省証券は、( 4 )による引き受けによって資金調達が可能である。

日本の現在の国債の中で最も多く発行されているのは( 7 )公債、つまり( 7 )国債である。平成27年(2015年)度の一般会計予算では( 7 )国債は約30.9兆円が発行されることになっている。財政法ではこの国債の発行が規定されていないので、( 7 )法案が提出されて、( 3 )の議決をもって発行できることになっている。

また、一般会計の歳入あるいは歳出に占める国債収入の割合のことは、一般に公債( 8 )あるいは国債( 8 )と呼ばれている。国際比較においても国債( 8 )という用語が使われている。主要先進諸国の中でも日本の国債( 8 )はきわめて高い。そのことによって日本では財政硬直化になる可能性が高い。

今後の財政運営においても、多額の国債が発行されていくことが予想される。その理由は、現在、歳出において最大の割合を占める( 9 )関係費が当面、低下することはないからである。平成 27 年(2015 年)度予算では( 9 )関係費は一般会計予算の 32.7% を占めている。

日本の国債の累積残高は平成 26 年(2014 年)度末で約 780 兆円(見込)になっている。この国債の( 5 )と利払い等のために一般会計予算に国債費が設けられている。国債の( 5 )については財政法第( 1 )条第 2 項に、国債を発行する場合には「その( 5 )の計画を( 3 )に提出しなければならない」と規定されている。国の一般会計において、国債を発行し、財政収入を確保すると同時に、国債費を計上しているということである。

国債の発行と国債費との関連において、国債の累積残高が財政状態にどういう影響を与えるかをみる指標として( 10 )の概念がある。( 10 )の定義は次式のとおりである。

$$( 10 ) = \text{税収等} - (\text{歳出総額} - \text{国債費})$$

このうち(歳出総額－国債費)にあたるもののが政策経費と呼ばれていて、( 10 )は政策経費が税収等でどの程度まかなわれているかを示すことになる。この式の値がゼロのときには( 10 )は均衡していることになる。( 10 )が黒字、すなわちプラスであれば、国債の累積残高は減少していく可能性がある。

(以上)